

2026年5月29日

株主各位

**第145回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

事業報告の「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」	1頁
「従業員の状況」、「主要な借入先」、	
「責任限定契約の内容の概要」、	
「役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」	2頁
「会計監査人の状況」	3頁
「会社の体制及び方針」	4～7頁
連結株主資本等変動計算書	8頁
連結計算書類の「連結注記表」	9～16頁
株主資本等変動計算書	17頁
計算書類の「個別注記表」	18～20頁

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。

ノリタケ株式会社

主要な事業内容

(2026年3月31日現在)

事業	主な製品
工業機材	研削砥石、ダイヤモンド工具、CBN工具、切断・オフセット砥石、研磨布紙、研削・研磨関連商品（研削油剤等）
セラミック・マテリアル	電子ペースト、転写紙、画付原料、厚膜回路基板、石膏、セラミックコア、蛍光表示管及び同モジュール、電子部品材料、セラミック原料等
エンジニアリング	焼成炉、乾燥炉、混合装置、濾過装置、超硬丸鋸切断機、コンクリートカッター等
食器	陶磁器食器、その他食器関連商品、装飾・美術品等

主要な営業所及び工場

(2026年3月31日現在)

①当 社	②子 会 社
本社事業所 名古屋市	日本レヂボン株式会社 大阪市、岐阜県飛騨市、愛知県みよし市、石川県志賀町
三好事業所 愛知県みよし市	株式会社ゼンノリタケ 名古屋市、横浜市、大阪府摂津市
夜須事業所 福岡県筑前町	共立マテリアル株式会社 名古屋市
久留米事業所 福岡県久留米市	ノリタケ伊勢株式会社 三重県大紀町
神守工場 愛知県津島市	株式会社ノリタケTCF 愛知県刈谷市
松阪事業所 三重県松阪市	Noritake U.S.A., Inc. (米国) オハイオ州メーソン市、イリノイ州アーリントンハイツ市
港工場 名古屋市	Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited (スリランカ) マータレ県マータレ市
小牧事業所 愛知県小牧市	
伊万里工場 佐賀県伊万里市	
東京事業所 東京都港区	
大阪事業所 大阪府摂津市	

従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

(2026年3月31日現在)

事業	就業従業員数	前連結会計年度末比増減
工業機材	2,416名	減 38名
セラミック・マテリアル	830名	増 16名
エンジニアリング	331名	減 6名
食器	1,048名	増 15名
全社（共通）	276名	減 7名
合計	4,901名	減 20名

(注) 2026年4月1日より、食器事業はセラミック・マテリアル事業に編入しています。

② 当社の従業員の状況

(2026年3月31日現在)

就業従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,722名	減 62名	44.8才	21.3年

主要な借入先

(2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,714 百万円

会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の役員等（取締役、監査役、執行役員、管理職従業員等）であり、これにより、役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料については、全額当社が負担しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称又は氏名

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬

..... 75百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

..... 105百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちNoritake Lanka Porcelain (Private) Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額が適切であるかについて、検証いたしました。また、監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認める場合には監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合の他、監査等委員会は、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められた場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。(最終改定 2023年6月23日)

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、取締役はこれらを遵守します。
2. 取締役会規程及び決裁規程を定め、法令及び定款に定める重要事項の決定並びに業務執行の監督のために、取締役会を開催するとともに、経営会議及び各種委員会等の会議体を設置します。
3. 取締役会の監督機能の強化、意思決定の透明性を高めるとともに、経営全般についての様々な助言・提言を得るため、社外取締役を複数招聘します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書等の重要な情報を、法令や会社規定に従い適切に保存及び管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1. 法令違反に基づく不祥事又は事故、災害等の発生により企業価値を損なうような危機に直面した時に、可能な限り損失を低減し重大な影響を受けることなく事業を継続することができるよう危機管理規程を制定し、危機発生時には直ちに対策本部を設置し対応します。
2. 大規模地震や火災等への防災対策に係る規程を定め、防災教育・訓練を実施するとともに、災害発生時の従業員の行動基準を明確にし、従業員の安全と被害の軽減を図ります。
3. 事業運営上のリスクについては、事業計画や予算、設備投資計画等、重要な事項の決裁の過程において、総合的に検討・分析を行って、これを回避・予防します。
4. サステナビリティ統括委員会において、当社に重大な影響を及ぼすリスクを把握して、その対応方針を定め、未然防止を図ります。また、その進捗状況を定期的に取り締役に報告します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 原則月1回開催する定時取締役会に加え、決裁規程に定められた重要な事項については、原則週1回開催される経営会議において慎重かつ迅速な経営判断を行います。
このほか、当社グループに影響を及ぼす重要な事項については、各事業本部・事業部を横断した各種委員会を開催し、審議及び決定並びに情報共有を図ります。
2. 執行役員及び執行役員待遇制度を導入し、業務執行における迅速な意思決定と責任の明確化を図ります。
3. 中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画につき、その浸透を図る会議を年2回開催します。また、実績及び年度事業計画の進捗の確認と情報共有を図る会議を四半期毎に開催します。
4. 決裁規程や職務権限、職務分掌等組織に関する規程を定め、権限委譲を行い、業務執行の効率化を図ります。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、これらの周知徹底を図ります。
 2. コンプライアンス委員会を設置し、所定の組織毎に企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者を配置することにより、コンプライアンス違反の未然防止対策の実施と継続的なコンプライアンス遵守体制の強化のための活動を推進します。
 3. 業務や業態もしくは使用人の資格に応じたコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
 4. 社内及び社外に専用窓口を設けた内部通報制度を整備し、不祥事の未然防止及び早期発見を図ります。
 5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを「行動基準」として徹底します。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の営業成績及び財務状況については、定期的に当社への報告を義務づけます。重要な子会社については、当社の経営会議や取締役会における報告を義務づけます。
 2. グループ会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項については、当社の事前承認や当社への報告を義務づけます。
 3. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」の周知及び遵守の推進を図るために、子会社もコンプライアンス委員会の活動に参加するとともに、子会社の取締役及び使用人は当社が社内外に設ける内部通報窓口を利用できるものとします。
 4. 中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画の浸透を図るために年2回開催する会議と、年度事業計画の実績や進捗の確認と情報共有を図るために四半期毎に開催する会議は、子会社の責任者も出席して開催します。
 5. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制規程を定め、内部監査部門により、当社及び子会社において内部統制の整備及び運用状況について継続的にモニタリングを行います。
 6. 子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）もしくは使用人がそれぞれ1名以上就任し、業務執行を管理・監督します。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査等委員会の職務を補助するため、業務執行部門から独立した、監査等委員会直属の監査等委員会室を設置し、専任の使用人を配置します。
 2. 当該使用人は、当社及び子会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従います。
 3. 当該使用人の異動、評価等を行う場合には、監査等委員会の同意を得たうえで決定します。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、重要な決裁書類を監査等委員会の閲覧に供するとともに、監査等委員会に対して定期的に業務及び財産の状況を報告するほか、監査等委員会の要請に応じて業務執行に関する事項の報告を行います。
 2. 当社及び子会社の内部通報窓口はコンプライアンス委員会事務局に設置されております。事務局は、当社及び子会社の取締役及び使用人からの内部通報の状況について監査等委員会に対して定期的に報告します。

3. 経営会議や各種委員会には、監査等委員が出席します。
4. 監査等委員会へ報告したことを理由とする不利益な処遇は一切行いません。

⑨ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要とする費用は、当該監査等委員の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会は、常勤監査等委員1名と、当社と利害関係のない社外取締役である監査等委員2名の合計3名で構成され、取締役の職務執行を監査するものとします。また、会計監査につきましては、会計監査人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものとします。
2. 代表取締役は、監査等委員との相互の意思疎通を図るための定期的な会合を持つこととします。
3. 内部監査部門は、監査等委員会に対して内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行体制について

取締役会は、10名（うち5名が社外取締役）の取締役で構成し、経営の基本方針や法令で定められた事項をはじめとする重要事項の決定並びに業務執行の監督のため、原則として月1回開催しております。2025年度は13回開催し、取締役会規程並びに取締役会付議基準に従って、株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項等について決議しました。また、一定の事項の決定については代表取締役に委任し、代表取締役その他業務執行取締役からの報告を受けて業務執行状況の監督を行いました。また、代表取締役社長が指名し取締役会で承認された取締役、執行役員及び執行役員待遇で構成される経営会議を、原則として週1回開催し、業務執行に関する経営上重要な事項について十分な審議を行い、的確かつ迅速な経営判断を行える体制を整えております。

なお、取締役の職務執行に係る文書等の重要な情報は、法令や会社規定に従い適切に保存及び管理しております。

② リスク管理体制について

「危機管理規程」に基づく体制を構築し、経営上の問題や事故、災害などで企業価値を損なうような危機に直面したとき、可能な限り損失を低減し、事業を継続させることができるよう備えております。特に大規模地震や火災等における防災対策については、防災教育・訓練を実施するとともに、災害発生時の従業員の行動基準を周知しております。また、社長を委員長とするサステナビリティ統括委員会において、気候変動を含めた当社グループを取り巻くリスクの分析、評価を実施し、重大リスクの特定を行い、取締役会に報告しました。

③ コンプライアンス体制について

コンプライアンス委員会は、当社及び子会社において、「ノリタケグループ企業倫理綱領」に定めた「倫理規範」及び「行動基準」を遵守して職務を遂行することを、コンプライアンス研修や社内報等により周知し、コンプライアンス意識の向上を図っております。当事業年度においては2回開催し、コンプライアンス活動に関する年度計画を決定し、関連事項の報告を受けました。また、コンプライアンス推進月間を通じた啓発、階層別教育の実施、コンプライアンス意識調査の活用等により、コンプライアンス意識の浸透を図りました。

事業本部・事業部及び子会社に配置された企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者は、コンプライアンス違反の未然防止対策の実施と継続的なコンプライアンス遵守体制の強化に努めており

ます。また、法令改正情報の共有体制の整備や法令違反リスクの把握・見直しにも取り組みました。さらに、内部通報制度に関する規程に基づき内部通報制度を運用しており、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。

なお、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした姿勢で対応しております。

④ 子会社管理体制について

子会社の取締役は、各社の営業成績及び財務状況について、定期的に当社への報告を行っております。また、その他重要事項については、その都度、当社の事前承認の取得や当社への報告を行いました。

子会社におけるコンプライアンスに関する取り組みの状況は、③に記載のとおりです。

中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画の浸透を図るため、事業本部・事業部及び子会社の責任者が出席する会議を2回開催しました。また、四半期毎に実績及び年度事業計画の進捗確認と見直しを行っております。

内部監査部門は子会社に対し、内部統制の整備及び運用状況について、財務報告に係る内部統制規程に基づき継続的に内部監査を実施しており、子会社の業務の適正性を確保しております。

また、子会社の取締役又は監査役に就任した当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び使用人は、取締役会への出席を通して子会社の業務執行を管理・監督しました。

⑤ 監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は、3名（うち2名が社外監査等委員）の監査等委員で構成し、取締役の職務執行を監査・監督しています。当事業年度においては13回開催し、監査に関する重要な事項について、協議・決議を行いました。

また、取締役会への出席や重要な決裁書類の閲覧を行うとともに、常勤の監査等委員の選定により、経営会議、各種委員会等の重要な会議への出席や、日常的な情報収集、会計監査人及び内部監査部門との円滑な連携等を図ることにより、監査・監督機能の実効性の確保に努めています。さらに当社並びに子会社の取締役及び使用人からの業務執行に関する報告の聴取、事業拠点及びグループ会社の実査等を通じて、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

なお、当社では、監査等委員会の監査業務等を補助するため、監査等委員会室を設置し、専任の補助使用人を2名配置するとともに、補助使用人の人事評価等は監査等委員会の同意に基づいて行うことを社内規程に定め、執行部門からの独立性を確保しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針として位置付けております。長期にわたる安定的な配当の継続と通期の連結配当性向35%以上を配当政策の基本方針とし、財務状況や今後の事業展開などを総合的に勘案のうえ、成果の分配を実施いたします。

また、第13次中期経営計画期間（2025年度～2027年度）においては、1株当たり年間70円（2026年4月1日付株式分割後ベース）を下限とした累進配当を実施し、機動的な自己株式取得とあわせ、総還元性向50%以上（3期累計ベース）を目指してまいります。

（注）本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	15,632	18,387	95,246	△1,494	127,771
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,254		△4,254
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,178		14,178
自己株式の処分		95		617	712
自己株式の取得				△4,765	△4,765
自己株式の消却		△95	△3,933	4,028	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	5,991	△119	5,871
2026年3月31日残高	15,632	18,387	101,237	△1,614	133,643

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2025年4月1日残高	15,593	2,578	4,032	22,205	885	150,862
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△4,254
親会社株主に帰属する 当期純利益						14,178
自己株式の処分						712
自己株式の取得						△4,765
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	7,027	2,809	1,058	10,895	108	11,004
連結会計年度中の変動額合計	7,027	2,809	1,058	10,895	108	16,876
2026年3月31日残高	22,621	5,387	5,091	33,100	994	167,738

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 23社
主要な連結子会社……………日本レヂボン(株)、(株)ゼンノリタケ、
共立マテリアル(株)、ノリタケ伊勢(株)、(株)ノリタケTCF、
Noritake U.S.A., Inc.、Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited
- (2) 非連結子会社の数 2社
主要な非連結子会社……………(株)ノリタケリサイクルセンター、台湾共立股份有限公司
非連結子会社は小規模であり、重要性がないため、連結の対象から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- 持分法適用の関連会社の数 3社
持分法適用の関連会社……………東濃研磨(株)、クラレノリタケデンタル(株)、(株)大倉陶園

非連結子会社（2社）及び関連会社（1社）については、重要性がないため持分法は適用しておりません。

持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社…(株)ノリタケリサイクルセンター、台湾共立股份有限公司

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として先入先出法による原価法によっております。

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。

なお、当社及び国内連結子会社の耐用年数及び残存価額は、主として法人税法と同一の方法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

一般債権……………貸倒実績率法
貸倒懸念債権及び破産更生債権…財務内容評価法

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④役員株式給付引当金

当社は、役員及び執行役員の当社株式の交付に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

⑤環境対策引当金

環境対策に伴う支出に備えるため、当連結会計年度末における見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、商品又は製品の国内販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。
為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び資産は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また数理計算上の差異は、主として定額法（期間10年）により、発生の際連結会計年度から費用処理することとしており、過去勤務費用は発生時に一括処理することとしております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- (8) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの発生日以降その効果が発現すると見積られる期間
(12年) で均等償却しております。

【会計上の見積りに関する注記】

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

国内の食器事業の固定資産 1,036百万円

国内の食器事業は、過去継続的に営業損益がマイナスとなっていることから減損の兆候があると認められると判断し、当連結会計年度において固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定を行いました。

その結果、国内の食器事業について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回っているため減損損失の認識は不要と判定されたことから、減損損失は計上していません。

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は管理会計上の事業区分を基礎にグルーピングしております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、固定資産の減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合には、資産グループ毎に使用価値と正味売却額のいずれか高い方を回収可能価額とし、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りには事業計画及び土地の正味売却価額を基礎としており、事業計画には売上高、営業損益等の見込みやコスト削減に関する仮定が含まれております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

固定資産の減損の判定については、将来キャッシュ・フローの見積りに関する前提条件に基づき実施しているため、これらの前提条件に変更があった場合には、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額 88,427百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 28,103,498株

(注) 当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	2,013百万円	70円00銭	2025年3月31日	2025年6月5日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	2,240百万円	80円00銭	2025年9月30日	2025年12月5日

(注) 1 2025年5月9日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P信託口に対する配当金27百万円を含めております。

2 2025年11月7日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P信託口に対する配当金40百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2026年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,800百万円	100円00銭	2026年3月31日	2026年6月4日

(注) 1 2026年5月12日取締役会決議に基づく配当金の総額には、役員報酬B I P信託口に対する配当金50百万円を含めております。

2 当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2026年3月31日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については金融機関からの借入れ又は社債の発行による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクに対して金利通貨スワップ取引を実施して元本及び支払利息の固定化を実施することとしております。

なお、デリバティブ取引は内部管理規定に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額12,752百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	40,533	40,533	－
(2) デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	－	(注)	－

(注) 1 金融商品の時価の算定並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払費用、未払法人税等、設備関係支払手形並びに営業外電子記録債務は短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(1) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、売掛金に含めて記載しております。

2 市場価格のない株式等

非上場株式（連結貸借対照表計上額12,752百万円）は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	40,533	—	—	40,533
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(注)	—	(注)
その他	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨関連のデリバティブ取引は、為替予約取引であり、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、売掛金に含めて記載しております。

その他のデリバティブ取引は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、愛知県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地含む）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は396百万円（主な賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			期末時価
期首残高	期中増減額	期末残高	
4,711	6,558	11,270	28,431

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、主な増加額は開発物件の完成(6,578百万円)であり、主な減少額は減価償却(176百万円)であります。

3. 期末時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく価格、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	3,031円96銭
1株当たり当期純利益	254円64銭

- (注) 1 1株当たり純資産額の算定上、役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度1,018千株）。
また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度970千株）。
- 2 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

【収益認識に関する注記】

1. 収益の分解

当社グループは、工業機材事業、セラミック・マテリアル事業、エンジニアリング事業及び食器事業を事業部門として、製造販売を主な事業内容とし、関連するサービス部門とともに事業活動を展開しております。各事業の主な財又はサービスの種類は、以下のとおりであります。

また、各事業の売上高は、56,385百万円、50,035百万円、29,757百万円及び6,730百万円であります。

事業部門	主な製品
工業機材	研削砥石、ダイヤモンド工具、CBN工具、切断・オフセット砥石、研磨布紙、研削・研磨関連商品（研削油剤等）
セラミック・マテリアル	電子ペースト、転写紙、画付原料、厚膜回路基板、石膏、セラミックコア、蛍光表示管及び同モジュール、電子部品材料、セラミック原料等
エンジニアリング	焼成炉、乾燥炉、混合装置、濾過装置、超硬丸鋸切断機、コンクリートカッター等
食器	陶磁器食器、その他食器関連商品、装飾・美術品等

2. 収益を理解するための基礎となる情報

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】「3. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	34,390
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	37,826
契約負債（期首残高）	2,083
契約負債（期末残高）	2,167

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「受取手形及び売掛金」並びに「電子記録債権」に含まれており、契約負債は、「その他」に含まれております。また、期首時点の契約負債2,003百万円は当連結会計年度の収益として計上されております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額は44,914百万円です。

【重要な後発事象に関する注記】

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年12月19日開催の取締役会の決議に基づき、2026年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	28,103,498 株
今回の分割により増加する株式数	28,103,498 株
株式分割後の発行済株式総数	56,206,996 株
株式分割後の発行可能株式総数	159,000,000 株

(3) 分割の日程

基準公告日	2026年3月13日 (金)
基準日	2026年3月31日 (火)
効力発生日	2026年4月1日 (水)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割による影響は、【1株当たり情報に関する注記】に反映されております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 7,950万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,900</u> 万株とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2025年12月19日 (金)
効力発生日	2026年4月1日 (水)

4. 配当金について

今回の株式分割は、2026年4月1日を効力発生日としておりますので、2026年3月31日を基準日とする2026年3月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

株主資本等変動計算書
(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
2025年4月1日残高	15,632	18,810	-	18,810	3,479	12	39,785	43,277
当期変動額								
剰余金の配当							△4,254	△4,254
会社分割による減少							△514	△514
当期純利益							8,570	8,570
自己株式の処分			95	95				
自己株式の取得								
自己株式の消却			△95	△95			△3,933	△3,933
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	△131	△131
2026年3月31日残高	15,632	18,810	-	18,810	3,479	12	39,653	43,145

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
2025年4月1日残高	△1,494	76,225	13,291	13,291	89,517
当期変動額					
剰余金の配当		△4,254			△4,254
会社分割による減少		△514			△514
当期純利益		8,570			8,570
自己株式の処分	617	712			712
自己株式の取得	△4,765	△4,765			△4,765
自己株式の消却	4,028	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			6,030	6,030	6,030
当期変動額 合計	△119	△251	6,030	6,030	5,779
2026年3月31日残高	△1,614	75,974	19,322	19,322	95,297

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券
市場価格のない株式等
以外のもの
時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法によっております。
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
定額法によっております。
ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における見込利用可能期間 (5年) による定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の方法により計上しております。
一般債権 …… 貸倒実績率法
貸倒懸念債権及び破産更生債権 …… 財務内容評価法
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また数理計算上の差異は、定額法 (期間 10年) により、発生年度の翌期から費用処理することとしており、過去勤務費用は発生時に一括処理することとしております。
 - (4) 役員株式給付引当金
役員及び執行役員の当社株式の交付に備えるため、内規に基づく当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
 - (5) 環境対策引当金
環境対策に伴う支出に備えるため、当事業年度末における見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、商品又は製品の国内の販売においては、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。
為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いは、連結計算書類における取扱いと異なっております。

【会計上の見積りに関する注記】

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

食器事業の固定資産 1,036百万円

食器事業は、過去継続的に営業損益がマイナスとなっていることから減損の兆候があると認められると判断し、当事業年度において固定資産の減損損失の認識の要否に関する判定を行いました。

その結果、食器事業について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回っているため減損損失の認識は不要と判定されたことから、減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記表【会計上の見積りに関する注記】に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	44,400百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務	
(1) 金銭債権 短期金銭債権	2,243百万円
(2) 金銭債務 短期金銭債務	19,634百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

売上高	10,304百万円
仕入高	5,697百万円
営業取引以外の取引高	3,786百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 605,788株

(注) 1 2025年9月10日付で普通株式930,900株を消却しております。

2 当社は2026年4月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としております。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	368百万円
棚卸資産評価損	198百万円
退職給付引当金	2,331百万円
関係会社株式及び出資金評価損	653百万円
その他	1,681百万円
繰延税金資産小計	5,234百万円
評価性引当額	△1,426百万円
繰延税金資産合計	3,808百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	5百万円
その他有価証券評価差額金	8,885百万円
その他	7百万円
繰延税金負債合計	8,898百万円
繰延税金負債の純額	5,090百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)	科目	事業年度末残高
子会社	共立マテリアル㈱	直接所有100%	原材料の購入 役員の兼任	資金の借入	△2,189	短期借入金	9,821
子会社	㈱ノリタケT C F	直接所有100%	製品の購入 役員の兼任	資金の借入	157	短期借入金	2,029
子会社	㈱キヨリックス三重	間接所有100%	製品の販売	資金の借入	1,868	短期借入金	3,972

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

なお、キャッシュマネジメントシステムを利用しており、取引金額については前事業年度末残高との純増減額を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 1,732円82銭

1株当たり当期純利益 153円91銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上、役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度1,018千株)。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度970千株)。

2 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報について連結注記表【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

【重要な後発事象に関する注記】

連結注記表【重要な後発事象に関する注記】に記載しておりますので注記を省略しております。